

（仮称）麻溝台・新磯野北部地区土地区画整理事業に係る 環境影響評価方法書の縦覧等について

相模原市環境影響評価条例（平成 2 6 年相模原市条例第 3 3 号）に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」といいます。）の提出を受けましたので、次のとおり縦覧します。

なお、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、令和 8 年 9 月 25 日まで市長に対し意見書を提出することができます。

1 （仮称）麻溝台・新磯野北部地区土地区画整理事業の概要

（１）都市計画決定権者の名称

相模原市

（２）事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：麻溝台・新磯野北部地区土地区画整理準備組合

代表者：義見 亮太

所在地：相模原市南区松が枝町 4－5

事務局：麻溝台・新磯野北部地区業務代行予定者

グッドマンジャパングループ 株式会社中島建設

（３）事業の名称、種類及び規模

名 称：（仮称）麻溝台・新磯野北部地区土地区画整理事業

種 類：土地区画整理事業

規 模：施行面積 約 3 2. 4 ヘクタール

（４）対象事業実施区域

相模原市南区麻溝台ろの原 7 3 5 番 1 ほか

2 方法書の縦覧

（１）期間

令和 8 年 8 月 2 7 日（木）から令和 8 年 9 月 2 5 日（金）まで

（２）場所

ア 市役所本庁舎 環境経済局環境部ゼロカーボン推進課

イ 緑区合同庁舎 緑区役所行政資料コーナー

ウ 南区合同庁舎 南区役所行政資料コーナー

エ 南区役所麻溝まちづくりセンター

オ 南区役所新磯まちづくりセンター

カ 南区役所相模台まちづくりセンター

キ 南区役所相武台まちづくりセンター

※ 市ホームページにおいても、上記縦覧期間に限り、閲覧が可能です。

(<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/1026503/1008247/1033979.html>)

3 意見書の提出

(1) 期間

令和8年8月27日(木)から令和8年9月25日(金)まで

※ 縦覧期間と同じ

(2) 提出先

相模原市環境経済局環境部ゼロカーボン推進課

(3) 方法

持参・郵送	〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 市役所本館6階
電子メール	kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp
ファクス	042-769-4445

※ 意見書の提出に当たっては、参考様式を用意しています。

(参考様式は市ホームページからダウンロードが可能です。)

【参考】環境影響評価制度とは？・方法書とは？

「環境影響評価制度」とは、大規模事業の実施による環境影響を、事業者自らが事前に把握し、その結果を公表して市民、事業者及び行政がそれぞれ意見を出し合い、より環境に配慮した事業計画とするための制度です。今回提出された「方法書」は、どのような評価項目について、どのような方法で調査・予測・評価を行おうとするかを計画し、まとめた図書です。

問合せ先

環境経済局環境部ゼロカーボン推進課

直通電話042-769-8240